

和歌山大学教育学部附属学校規則

制 定 昭和51年11月26日

最終改正 令和6年5月9日

第1章 総則

(設置及び名称)

第1条 和歌山大学教育学部(以下「学部」という。)に次の附属学校を置く。

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校

(附属学校の目的及び使命)

第2条 附属学校は、教育基本法並びに学校教育法に基づく教育を行うほかに、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 学部と協力して教育の理論と実際に関する研究と実証を行うこと。
- (2) 学部学生の教育実習の機関としての責務を負うこと。
- (3) 教育の現場の問題と取り組み、教育研究を通して、地方教育の伸展に貢献すること。

(運営協議)

第3条 附属学校の運営上特に必要な事項についての協議並びに附属学校相互間の連絡調整を図るために、附属学校部を置く。

2 附属学校部に関する規程は、別に定める。

(職員組織)

第4条 附属学校に次の職員を置く。

校長

副校長(教頭)

主幹教諭

教諭

養護教諭

栄養教諭

事務職員

技能職員

用務員

学校医

学校歯科医

学校薬剤師

2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、臨時職員をもつて充てる。

(職員の職務)

第5条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 副校長(教頭)は、校長を助け、校務を整理する。

3 主幹教諭は、校長及び副校長(教頭)を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・

## 教育学部附属学校規則

生徒（以下「児童等」という。）の教育をつかさどる。

- 4 教諭は、児童等の教育をつかさどるとともに、大学が行う研究に協力し、教育実習の指導に当たる。
- 5 養護教諭は、養護に関する業務をつかさどるとともに、大学が行う研究に協力し、教育実習の指導に当たる。
- 6 栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどるとともに、大学が行う研究に協力し、教育実習の指導に当たる。
- 7 事務職員は、校長の監督を受け、事務に従事する。
- 8 技能職員は、校長の監督を受け、職務に従事する。
- 9 用務員は、校長の監督を受け、環境の整備その他の用務に従事する。
- 10 学校医、学校歯科医又は学校薬剤師は、保健管理に関する専門的技術事項に関する職務に従事する。

（校務分掌）

第6条 附属学校に教務主任、保健主事その他校務を分掌する主任及び主事（第35条の主事は、除く。）を置き、教諭をもつて充てる。

（職員会議）

第6条の2 附属学校に、職員会議を置く。

- 2 職員会議に関し必要な事項は、別に定める。

（学校運営協議会）

第6条の3 附属学校に、学校運営協議会を置く。

- 2 学校運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 通則

（学年）

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 前条の学年を次の学期に分ける。

### (1) 附属小学校

第1学期 4月1日から8月24日まで

第2学期 8月25日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

### (2) 附属中学校

前期 4月1日から10月の第2週の水曜日まで

後期 10月の第2週の木曜日から翌年3月31日まで

### (3) 附属特別支援学校

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第9条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

祝日法に規定する休日

春季休業 3月25日から4月7日まで

夏季休業 7月21日から8月24日まで。ただし、附属特別支援学校においては、7月21日から8月31日までとする。

秋季休業 附属中学校に限り、10月の第2週の火曜日及び水曜日

冬季休業 12月25日から翌年1月5日まで。ただし、附属特別支援学校においては、12月25日から翌年1月7日までとする。

- 2 校長は、必要があるときは、休業日を変更し又は臨時に休業することができる。
- 3 校長は、教育上必要があると認め、次の各号の要件を満たす場合、休業日（日曜日及び土曜日並びに祝日法に規定する休日を除く）を振り替えずに授業日とすることができる。
  - (1) 学年単位以上で教育活動を行う。
  - (2) 半日以上教育活動を行う。
  - (3) 一年度最大5日までとする。
- 4 校長は、第2項により臨時に休業日を定めたとき及び第3項により休業日を授業日としたときは、学部長に、その旨を報告しなければならない。

（健康管理）

第10条 附属学校は、毎年定期に児童等の健康診断を行わなければならない。

- 2 附属学校は必要があるときは、臨時に児童等の健康診断を行うものとする。
- 3 附属学校は、前2項の健康診断のほか、学校保健法その他の法令に基づき、予防接種又は諸種の検査等を児童等に受けさせなければならない。

（保健管理）

第11条 校長は、児童等が感染症等にかかり、又はかかっている疑いや、かかる恐れのあるときは、その保護者に対して、事由及び期間を明らかにして当該児童等の出席停止を指示することができる。

（学校安全）

第11条の2 校長は、児童生徒の安全の確保を図るため、事故、加害行為（いじめを含む）、災害等について、附属学校の実情に応じた基本的な対策の方針を定め、適切かつ迅速に対応するとともに、附属学校部長へ速やかに報告する責務を有する。

### 第3章 附属小学校

（修業年限）

第12条 附属小学校（以下「小学校」という。）の修業年限は、6年とする。

（教育課程、授業時数及び教科用図書）

第13条 小学校の教育課程及び授業時数は、学校教育法施行規則第50条から第54条までの規定に基づいて校長が定める。

- 2 小学校において使用する教科用図書は、学校教育法第34条の規定に基づいて校長が定める。

（学習の評価）

第14条 学習の評価に関する基準は、校長が別に定める。

（修了及び卒業）

第15条 各学年の課程の修了は、校長が認定する。

- 2 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与するものとする。

## 教育学部附属学校規則

(入学定員、学級定数及び児童定員)

第16条 小学校の入学定員、学級定数及び児童定員を次のように定める。

区分	入学定員	学級定数	児童定員	
			1学級定員	計
単式学級	60	12	30	360
複式学級	8	3	16	48
計	68	15		408

(入学)

第17条 小学校の入学の時期は、学年の始めとする。

第18条 小学校に入学することのできる者は、入学する年度の4月1日までに満6歳に達したものであるとする。

2 転入学については、別に定める。

第19条 小学校に子女を入学させようとする保護者は、所定の入学願書その他の書類に所定の入学検定料を添えて、所定の期日までに校長に願い出なければならない。

2 所定の入学検定料の額は、別に定める。

3 納付された検定料は、返還しない。ただし、入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行つた場合において、抽選による選考等で不合格となつた者については、当該者が所定の期日以内に返還請求を行つた場合に限り、試験等に係る検定料相当額を返還するものとする。

第20条 入学の許可は、選考のうえ、校長が行う。

2 前項の選考の方法については、別に定める。

第21条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の必要書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第22条 保護者は、児童が疾病その他やむを得ない事由によつて、相当期間継続して、修学することができないと認められるときは、医師の診断書又は理由書を添付し校長の許可を得て休学させることができる。

(復学)

第23条 前条の保護者は、児童の休学の事由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添付し校長の許可を得て復学させなければならない。

(転学)

第24条 保護者は、児童を他の小学校に転学させようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(職員定数)

第25条 小学校の職員定数は、別に定める。

## 第4章 附属中学校

(修業年限)

第26条 附属中学校（以下「中学校」という。）の修業年限は、3年とする。

(教育課程、授業時数及び教科用図書)

第27条 中学校の教育課程及び授業時数は、学校教育法施行規則第72条から第74条まで及び第79条の規定に基づいて校長が定める。

2 中学校において、使用する教科用図書は、学校教育法第49条の規定に基づいて校長が定める。

(入学定員、学級定数及び生徒定員)

第28条 中学校の入学定員、学級定数及び生徒定員を次のように定める。

区分	入学定員	学級定数	生徒定員	
			1学級定員	計
普通学級	120	12	30	360
計	120	12		360

(入学)

第29条 中学校に入学することのできる者は、小学校の全課程を修了したものとする。

2 転入学については、別に定める。

(準用規定)

第30条 第14条、第15条、第17条及び第19条から第25条までの規定は、中学校にこれを準用する。

## 第5章 附属特別支援学校

(修業年限)

第31条 附属特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)に、小学部、中学部及び高等部(以下「各部」という。)を置き、その修業年限は、次のとおりとする。

区分	修業年限
小学部	6年
中学部	3年
高等部	3年

(教育課程及び教科用図書)

第32条 特別支援学校各部の教育課程は、学校教育法施行規則第126条から第134条までの規定に基づいて、校長が定める。

2 特別支援学校各部において使用する教科用図書は、学校教育法第82条及び附則第9条の規定並びに同法施行規則第131条及び第132条の規定に基づいて、校長が定める。

(入学定員、学級定数及び児童等の定員)

第33条 特別支援学校各部の入学定員、学級定数及び児童等の定員を次のように定める。

区分	入学定員	学級定数	児童等の定員	
			1学級定員	計
小学部	3	3	6	18
中学部	6	3	6	18
高等部	8	3	8	24
計	17	9		60

## 教育学部附属学校規則

(注) 小学部の入学定員について、複式学級編成のため1学級定員の入学定員を示す。

(入学)

第34条 特別支援学校の各部に入学することのできる者は、知的障害児であつて、次の各号に該当するものとする。

- (1) 小学部にあつては、入学する年度の4月1日までに、満6歳に達していること
- (2) 中学部にあつては、小学校若しくは特別支援学校の小学部を卒業し又は相当の年齢に達し、これと同等以上の課程を修了したと認められること
- (3) 高等部にあつては、中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業し、又は相当の年齢に達し、これと同等以上の課程を修了したと認められること

2 転入学については、別に定める。

(各部の主事)

第35条 特別支援学校の各部にそれぞれ主事を置く。

2 主事は、その部に属する教諭をもつてこれに充てる。

3 主事は、校長の監督を受け、各部に関する校務をつかさどる。

(入学料、授業料)

第36条 高等部にあつては、入学料及び授業料を徴収する。所定の入学料、授業料の額は、別に定める。

2 授業料は、前期及び後期の2期に区分し年額の2分の1を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事由のある者については、分納を許可することがある。

3 前項の規定にかかわらず、納付する者から申出があつたときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに申出て、納付することができる。

第36条の2 納付された入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第3項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料納付時期前に休学又は退学したときは、納付した者の申出に基づき後期に係る授業料相当額を返還するものとする。

(2) 前条第4項の規定により授業料を納付した者が、入学年度開始前に入学を辞退したときは、納付した者の申出に基づき当該授業料相当額を返還するものとする。

第37条 特別の事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、第36条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、入学料の全額若しくは半額を免除することができる。

第38条 経済的理由によつて、授業料納付が困難であると認められ、かつ、特に教育効果の顕著な生徒、又はその他やむを得ない事情があると認められるときは、別に定めるところにより、授業料の全額若しくは半額を免除し、また、その徴収を猶予することができる。

(休学)

第39条 小学部及び中学部にあつては、保護者は、児童及び生徒が疾病その他やむを得ない事由によつて、相当期間継続して、修学することができないと認められるときは、医師の診断書又は理由書を添付し校長の許可を得て休学させることができる。

2 高等部にあつては、保護者は、生徒が疾病その他やむを得ない事由によつて、1か月以上修学することができないと認められるときは、医師の診断書又は理由書を添付し校長の許可を得

て休学させることができる。

3 前項の休学期間は、1か月以上1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、医師の診断書又は理由書を添付し校長の許可を得て更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

4 校長は、前項に定める休学期間を超えた者については、除籍するものとする。

(復学)

第40条 小学部及び中学部にあつては、保護者は、児童及び生徒の休学の事由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添付し校長の許可を得て復学させなければならない。

2 高等部にあつては、保護者は、休学中の生徒が復学しようとするときは、医師の診断書又は理由書を添付し校長に復学を願い出なければならない。

3 校長は、休学の事由が消滅したときは、相当学年に復学を許可するものとする。

(退学)

第41条 高等部の生徒が退学しようとするときは、保護者は、その事由を文書をもつて校長に願い出なければならない。

2 校長は、願い出を受理した場合において、審査の結果、正当な事由があると認めるときは、これを許可しなければならない。

(準用規定)

第42条 第14条、第15条、第17条、第19条から第21条、第24条及び第25条までの規定は、特別支援学校各部にこれを準用する。

2 小学部から中学部への進学については、前項の規定において準用する第19条及び第20条の規定にかかわらず、所定の手続による小学部から中学部への連絡により入学を許可することができる。

3 高等部への入学者に準用する第21条の規定は、入学料の免除許可申請中の者を含むものとする。

## 第6章 雑則

(その他)

第43条 この規則に定めるもののほか、附属学校に関して必要な事項は、校長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和51年11月26日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52・5・20一部改正)

この改正規則は、昭和52年5月20日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59・4・2一部改正)

この改正規則は、昭和59年4月2日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59・12・14一部改正)

この改正規則は、昭和59年12月14日から施行する。

附 則 (昭和63・3・15一部改正)

この改正規則は、昭和63年3月15日から施行し、昭和63年1月11日から適用する。

附 則 (平成元・6・2一部改正)

1 この改正規則は、平成元年6月2日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

教育学部附属学校規則

2 第 28 条に定める生徒定員の計は、同条の規定にかかわらず、平成元年度は 520 人、平成 2 年度は 500 人とする。

附 則 (平成 2・12・14 一部改正)

この改正規則は、平成 2 年 12 月 14 日から施行する。

附 則 (平成 3・9・24 一部改正)

この改正規則は、平成 3 年 9 月 24 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 4・3・13 一部改正)

この改正規則は、平成 4 年 3 月 13 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 4・9・1 一部改正)

この改正規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5・7・15 一部改正)

1 この改正規則は、平成 5 年 7 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 7・2・10 一部改正)

1 この改正規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 16 条及び第 33 条の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 16 条に定める児童定員の計は、同条の規定にかかわらず、平成 6 年度から平成 10 年度までは、次のとおりとする。

区分	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度
単式学級	720	720	720	720	720
複式学級	53	52	51	50	49
計	773	772	771	770	769

3 第 33 条に定める児童等の定員の計は、同条の規定にかかわらず、平成 6 年度から平成 9 年度までは、次のとおりとする。

区分	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
小学部	20	20	19	19
中学部	20	19	18	18
高等部	28	26	24	24
計	68	65	61	61

4 平成 5 年度以前の附属小学校の複式学級並びに附属養護学校の小学部、中学部及び高等部の 1 学級定員は、改正後の第 16 条及び第 33 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 7・7・6 一部改正)

この改正規則は、平成 7 年 7 月 6 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8・1・18 一部改正)

この改正規則は、平成 8 年 1 月 18 日から施行し、平成 7 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 11・3・5 一部改正)

この改正規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13・4・27 一部改正)



この改正規則は、平成 13 年 4 月 27 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 14・3・13 一部改正)

この改正規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15・3・6 一部改正)

この改正規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16・4・1 一部改正)

この改正規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17・8・23 一部改正)

この改正規則は、平成 17 年 8 月 23 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18・3・30 一部改正)

この改正規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18・10・5 一部改正)

この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19・6・1 一部改正)

この改正規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20・3・31 一部改正)

この改正規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20・11・17 一部改正)

この改正規則は、平成 20 年 11 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 22・3・26 一部改正)

この改正規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23・10・28 一部改正)

- 1 この改正規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 16 条の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 16 条に定める児童定員の計は、同条の規定にかかわらず、平成 24 年度から 28 年度までは、次のとおりとする。

区分	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年度
単式学級	690	660	630	600	570
複式学級	48	48	48	48	48
計	738	708	678	648	618

附 則 (平成 24・6・22 一部改正)

- 1 この改正規則は、平成 24 年 6 月 22 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 28 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 28 条に定める生徒定員の計は、同条の規定にかかわらず、平成 25 年度から 26 年度までは、次のとおりとする。

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
普通学級	460	440
計	460	440

附 則 (平成 30・3・5 一部改正)

## 教育学部附属学校規則

この改正規則は、平成 30 年 3 月 5 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 31・2・8 一部改正：法人和歌山大学規程第 2 1 1 0 号）

- 1 この改正規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 6 条に定める児童定員の計は、同条の規定にかかわらず、2019 年度から 2023 年度までは、次のとおりとする。

区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
単式学級	510	480	450	420	390
複式学級	48	48	48	48	48
計	558	528	498	468	438

附 則 （令和 2・3・2 7 一部改正：法人和歌山大学規程第 2 2 7 8 号）

- 1 この改正規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 和歌山大学教育学部附属校長候補者選考規程（平成 10 年 12 月 24 日制定）、和歌山大学教育学部附属学校長候補者選考規程に関する確認事項（平成 11 年 1 月 28 日制定）は、廃止する。

附 則 （令和 2・6・3 一部改正：法人和歌山大学規程第 2 2 9 0 号）

この改正規則は、令和 2 年 6 月 3 日から施行し、令和元年 6 月 6 日から適用する。

附 則 （令和 6・5・9 一部改正：法人和歌山大学規程第 2 7 5 3 号）

- 1 この改正規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 8 条に定める生徒定員の計は、同条の規定にかかわらず、令和 7 年度から 8 年度までは、次のとおりとする。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度
普通学級	400	380
計	400	380